

## 環境学習 2026 年1月度 E17 :「 SDGs目標12と目標13 」

(国連広報センター『前文』、外務省『JAPAN SDGs Action Platform』、内閣官房外務省『自発的国家レビュー(VNR)2021年6月を』を元に作成)

会員 K.T.

今月は、SDGs「目標12」と「目標13」のターゲットとグローバル指標を学習する。

**1. 【目標12】つくる責任 つかう責任**

:持続可能な生産消費形態を確保する。

## (1).&lt;目標12の11のターゲット&gt;

12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国指導の下、すべての国々が対策を講じる。

12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、科学物質や廃棄物の大気・水・土壤への放出を大幅に削減する。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・產品販売につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合は、その環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率的な補助金を合理化する。



## (2).&lt;目標12の11のターゲットの進捗評価の測定を基準とする「13のグローバル指標」&gt;

12.1.1 持続可能な消費と生産(SCP/=Supply Chain Planning)に関する国家行動計画を持っている。または国家政策に優先事項もしくはターゲットとして SCP が組み込まれている国数。

12.2.1 マテリアルフットプリント(MF)、一人当たり MF 及びDGP当たりの MF

12.2.2 天然資源等消費量(DMC/=Domestic Material Consumption)、一人当たりの DMC 及び DGP 当たりの DMC

12.3.1 a)食料損耗指数、及び b)食料廃棄指数

12.4.1 有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供(報告)の義務を果たしている締約国数

12.4.2 有害廃棄物の一人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合(処理手法ごと)

12.5.1 各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数

- 12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数
- 12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数
- 12.8.1 気候変動教育を含む、(i)地球市民教育 (ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価について、全ての教育段階において主流化されているレベル
- 12.a.1 持続可能な消費、生産形態及び環境に配慮した技術のための研究開発に係る開発途上国への支援総額
- 12.b.1 承認された評価監視ツールのある持続可能な観光戦略や政策、実施された行動計画の数
- 12.c.1 GDP(生産及び消費)の単位当たり及び化石燃料の国家支出総額に占める化石燃料補助金

以上が、SDGs「目標12」の全容となっている。つづいて、日本及び世界の進捗状況の一部を紹介する。

## 2. [2021年VNR「目標12」の進捗状況・政府評価]

日本は、廃棄物の削減に3Rを推進、廃棄物量は、2000年5600万tから、2014年1480万tに低減している。しかし、ごみを焼却処分しており、二酸化炭素排出量の大幅削減には至っていない。

## 3. [国連:持続可能な開発目標(SDGs)報告書2023年版特別版・「目標12」の進捗評価報告]

化石燃料の段階的廃止の呼びかけにもかかわらず、持続不可能な資源採掘及び使用を続けている。高所得国の一人当たりのマテリアルフットプリント(資源の採掘量)は低所得国の10倍になっている。  
(参考:フットプリントとは、原料が採取されて廃棄されるまでの間に環境に対してどれくらいの負荷をかけたかの指標/エコロジカルフットプリント・カーボンフットプリント・ウォーターフットプリント・大気汚染物質フットプリント・マテリアルフットプリント・生物多様性フットプリント等の種類がある。)

### 1.【目標13】気候変動に具体的な対策を

:気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる

#### (1).<目標13の5つのターゲット>

13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応能力を強化する。

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発的能力及び制度機能を改善する。

13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本投入して緑の気候基金を本格始動させる。

13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てるなどを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

#### (2).<目標13の5つのターゲットの進捗評価の測定を基準とする「8つのグローバル指標」>

13.1.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数  
(指標 1.5.1 及び 11.5.1 と同一指標)

13.1.2 仙台防災枠組 2015–2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数  
(指標 1.5.3 及び 11.b.1 と同一指標)

13.1.3 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合  
(指標 1.5.4 及び 11.b.2 と同一指標)

13.2.1 気候変動の悪影響に適応し、食料生産を脅かさない方法で、気候強靭性や温室効果ガスの低排出



型の発展を促進するための能力を増加させる統合的な政策/戦略/計画(国の適応計画、国が決定する貢献、国別報告書、隔年更新報告書その他を含む)の確立又は運用を報告している国の数

13.3.1 緩和、適応、影響軽減及び早期警戒を、初等、中等及び高等教育のカリキュラムをくみこんでいる国の数

13.3.2 適応、緩和及び技術移転を実施するための制度上、システム上、及び個々人における能力構築の強化や開発行動を報告している国の数

13.a.1 2020-2025 年の間に1000億 US ドルコミットメントを実現するために必要となる1年当たりに投資される総 US ドル

13.b.1 女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当たることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理の為に必要な能力を向上させるメカニズムのために、専門的なサポートを受けている後発開発途上国や小島嶼開発途上国の数及び財政、技術、能力構築を含む支援総額以上が、SDGs「目標13」の全容となっている。つづいて、日本及び世界の進捗状況の一部を紹介する。

## 2. [2021年VNR「目標13」の進捗状況・政府評価]

日本は、温室効果ガスを2014年以降、減少しているも、温室効果ガスの排出は続いている。

## 3. [国連:持続可能な開発目標(SDGs)報告書2]

世界の気温上昇は、2035年までに、1.5°Cを超えると推定されている。海面上昇は、この10年で2倍になっている。

以上で、SDGs目標12と目標13の詳細学習は終了です。今月の学習会では、「目標13」は、各自、昨年5月の会報 E02「気候変動とは何か?」、を復習していただくことにし、【目標12】・「つくる責任 つかう責任」について、日本の公害問題の視点から考えてみたい。

日本の産業型公害で、人間に被害を及ぼした「四大公害病」は、次のものである。多くの研究文献がでており、これらを元に要約し、一覧にする。いずれも、耐えがたい苦痛や死をもたらしている。

	水俣病	新潟水俣病	イタイイタイ病	四日市喘息
発生地区	熊本県 水俣市 不知火海岸	新潟県 阿賀野川下流域	富山県 神通川流域	三重県 四日市市
原因 ・企業	新日本窒素肥料 (現・窒素株・JNC株) ・水俣工場、アセト アルデヒド工場)	昭和電工 (現・新潟昭和鹿瀬 工場)	三井金属工業 神岡鉱山亜鉛精錬所	石原産業、中部電力 昭和四日市石油 三菱油化、三菱化成 工業、三菱モンサント
原因物質	メチル水銀化合物 (水質汚濁)		カドミニウム (水質汚濁)	流黄酸化物 (大気汚染)
病状	手足のふるえ、感覚障害、聴力障害 神経障害、運動失調、視野狭窄 平均機能障害、言語障害		骨軟化症 腎機能障害	気管支炎、気管支ぜんそく、咽喉頭等呼吸器疾患、肺気腫
発生	昭和28年(1953) 昭和31年(1956) 公式確認	昭和40年(1965)	明治43年(1910)代 ～ 昭和45年(1970)代	昭和34年(1959)
裁判提訴	昭和44年(1969)	昭和42年(1967)	昭和43年(1968)	昭和47年(1972)
判決	昭和48年(1973) 患者側全面勝訴	昭和46年(1971) 患者側全面勝訴	昭和46年(1971) 患者側全面勝訴	昭和47年(1972) 患者側全面勝訴

これらの四大公害は、「つくる責任」において、私達に歴史から学ぶ次の教訓を残している。

- 生物や植物が、死をもって発する警告は、注意深く受け取らなければならない。
- 発生源対策に取り組むことが重要、原因究明や対策を先延ばしして、被害を拡大させてはならない。
- 補償対処には当時者の声を反映し、被害者に寄り添う第三者や司法の役割を重視しなければならない。

次に、日本最初の公害問題といわれる銅山の煙害と鉛毒による人と動植物への事件がある。「つくる責任」について、「環境問題」の知識が低い時代、事業者がどのような対処をしたか、その両極端にある2つの歴史的な事件である。銅山の煙害と鉛毒事件については、数多くの研究資料がある。これらを元に、まず事件の概要を部分的ながら、時系列に主な事象をピックアップして比較し、併せて、「事業者がとるべき姿勢」について、この「環境問題の事件」を考えてみたい。

	足尾銅山鉛毒事件	別子銅山鉛毒事件
事業者	古河市兵衛 (古河財閥:明治時代/古河市兵衛が創業)	住友家 (住友財閥:江戸時代初期/住友正友が創業)
発生流域	渡良瀬川流域 栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県	国領川流域 愛知県新居浜 徳島県美馬郡脇町新居浜
発生時期	明治23年(1890) 渡良瀬川大洪水、栃木群馬両県に鉛毒被害発見	明治26年(1893) 新居浜で煙害問題発生 明治32年(1899) 大水害による鉛毒被害
被害	山林荒廃・農作物/煙害被害・魚の大量鉛毒死	山林荒廃・農作物の被害・魚類へ鉛毒被害
事業者の姿勢	自らの事業が公害の原因とは認めず、永久示談金という、金銭の補償で解決しようとし、発生源対策をしなかった。	公害対策を事業者の社会的責任と捉え、公害防止へ先進的な技術的解決策を模索し、大規模投資によって解決に取り組んだ。
社会の反応	激しい住民運動と政治問題を引き起こした。	住民運動へ早期の解決に努力した
対処	明治 28 年(1895) 鉛毒被害民と古河市兵衛との間で「永久示談契約」 明治 29 年(1896) 田中正造議員、永久示談金の不当性を議会で追求 同年 渡良瀬川大洪水、1府5県に鉛毒被害 明治 30 年(1897) 鉛毒予防命令により、煙害の脱硫塔を完成。 明治 31 年(1898) 煙害はひどくなり、山林 57 町官林 1 万町歩が枯死 明治 33 年(1900) 川俣事件、第4回被害民の大挙押し出し、警官隊と川俣で衝突し、流血の惨事。 明治 34 年(1901) 古河市兵衛は「鉛毒王」と批判される。妻タメ 入水自殺 明治 44 年(1911) 谷中村村民移住 昭和 40 年(1973) 採掘中止 昭和 62 年(1987) 精錬所操業停止	明治 27 年(1894) 伊庭貞剛本店支配人・新居浜に赴任 (煙害問題の翌年、責任者が現地に赴任) 明治 28 年(1896) 煙害問題解決のために新精錬所候補を四阪島に決定 明治 30 年(897) 植林事業開始 明治 38 年(1905) 四阪島製錬本格操業 明治 43 年(1910) 四阪島精錬所煙害、第1回賠償契約成立 大正 2 年(1913) 原料中の硫黄分減少を目的に住友肥料製造所開設 昭和 4 年(1929) ペテルゼン式硫酸工場、硫黄の 70% を硫酸、煙害縮小 昭和 14 年(1939) 四阪島精錬所・中和第二期工事完成(排ガス処理) (科学技術によって)煙害完全解決 昭和 48 年(1973) 閉山
最終決着	昭和 49 年(1974) 最終公害調停成立にて決着	昭和 14 年(1939) 四阪島精錬所の煙害問題に決着
現在の人口	令和6年(2024)9月足尾地区 1,305 人	令和6年(2024)1月新居浜市 114 千人

銅山公害事件は日本の公害事件の原点で、事業者の経営姿勢の差が良く表れている事件だ。足尾銅山公害事件は「被害者救済」を金銭の補償だけで解決しようとし、「発生源対策」に取り組まなかつた為、被害が拡大した。これを義人・田中正造が生涯をかけて追及した。他方、別子銅山公害事件は、「被害者の救済」を損害賠償だけで、片付けることをせず、「発生源対策」に、真の解決策を求め続けた。そこには、江戸時代からの銅山経営や鉛毒問題対処等から住友家の経営精神となつた「自利利他公私一如」(住友の事業は住友自身を利すとともに、国家を利し、社会を利する事業でなければならない。)という、住友家の家訓が生きていたのだろう。江戸時代・近江商人の家訓にも、「三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)」という教えがある。これらは、現在の CSR(企業の社会的責任)に通じ、「つくる責任」の考えだと、思う。